

(証券コード 2127)
平成29年6月6日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
株式会社日本M&Aセンター
代表取締役社長 三 宅 卓

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様には平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、平成29年6月22日（木曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

【郵送(書面)による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

後記「インターネットによる議決権行使のお手続きについて」（3～4頁）をご確認のうえ、上記の行使期限までに議決権をご行使ください。

記

1. 日 時 平成29年6月23日（金曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階 会議室
(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 株主総会の目的事項

- 【報告事項】**
1. 第26期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

以 上

-
- ◎ 株主総会ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎ 株主総会参考書類および添付書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.nihon-ma.co.jp/>)に掲載させていただきます。

＜インターネットによる議決権行使のお手続きについて＞

インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。

当日ご出席の場合は、郵送（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

記

1. 議決権行使サイトについて

(1) インターネットによる議決権行使は、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）※から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です。（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。）

※「iモード」は(株)NTTドコモ、「EZweb」はKDDI(株)、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

(2) パソコンまたはスマートフォンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

(3) 携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（TLS通信）および携帯電話情報の送信が不可能な機種には対応しておりません。

(4) インターネットによる議決権行使は、平成29年6月22日（木曜日）の午後5時30分まで受け付けいたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたらヘルプデスクへお問い合わせください。

2. インターネットによる議決権行使方法について

(1) 議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

(2) 株主様以外の第三者による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

(3) 株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

3. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコン、スマートフォンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

4. 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話等をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話等利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となります。

【システム等に関するお問い合わせ】

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

・電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

<機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームについて>

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社 I C J が運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会における議決権行使の方法として、当該プラットフォームをご利用いただけます。

以 上

事業報告

第26期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

■ 過去最高益を更新

当連結会計年度（平成28年4月1日～平成29年3月31日）の当社グループの経営成績は、売上高は19,069百万円（前期比29.0%増）、営業利益9,046百万円（同29.2%増）、経常利益9,070百万円（同27.5%増）、親会社株主に帰属する当期純利益6,174百万円（同27.6%増）と、すべてにおいて前連結会計年度を27.5%～29.2%上回り、7期連続で過去最高益を更新することとなりました。

当社グループは前連結会計年度から「平成31年3月期までに連結経常利益100億円を達成しよう」という中期経営目標を掲げております。これに基づき当連結会計年度は当初の通期業績予想における連結経常利益を80億円としておりましたが、堅調なM&Aニーズと積極的な営業展開により当連結会計年度において連結経常利益90億円を達成することができました。

当連結会計年度において、当社グループは過去最多となる524件（譲渡・譲受は別カウント）のM&A仲介を成約いたしました。これは、前連結会計年度実績の420件から104件（+24.8%）の増加となっております。

また、前連結会計年度に引続き当連結会計年度においても、第1四半期から第4四半期までの全ての四半期においてそれぞれ前年同四半期を上回る案件成約件数となっており、年間を通じて終始好調な案件成約状況を維持したことにより、上記実績となりました。

■ 当連結会計年度の営業の取組

当連結会計年度におきまして当社グループは、より多くの経営者の方々にM&Aによるソリューションを提供すべく、M&Aマーケットにおけるカバー率の向上とカバー領域の拡大のための取組みを以下のとおり実施いたしました。

A. カバー率の向上

当社グループは会計事務所、地域金融機関、証券会社等から構成されるM&A情報ネットワークを構築しており、この情報ネットワークから安定的に譲渡希望情報を開発できることが当社グループの優位性の1つの柱となっております。

当連結会計年度においては、この①情報ネットワークによる案件アプローチに加えて、②ダイレクトコンタクトによる案件アプローチ、③業種に特化した案件アプローチに注力いたしました。

②のダイレクトコンタクトによる案件アプローチにつきましては、当連結会計年度よりダイレクトマーケティングチャネルを部に昇格させ積極的に取り組みました。

当社グループのセミナーにご参加いただいたお客様や当社のウェブサイトを開覧しお問い合わせいただいたお客様等を有機的かつ中長期的にフォローするシステムを構築し、それら経営者の方々のニーズが顕在化した際にタイムリーに対応すべく活動しております。

③の業種に特化したアプローチにつきましては、前連結会計年度において調剤薬局、IT、設備工事等の業種に専門特化した業界再編チャネルを部に昇格したことに続き、当連結会計年度においては医療介護分野に専門特化した医療介護チャネルを部に昇格させ積極的に取り組みました。

今後とも、「業界再編」と医療介護分野に関しては「ヘルスケア」をキーワードに取扱業種を更に拡大させ、各業種に専門特化することでより専門性の高い知見、経験、ノウハウをお客様に提供すべく取り組んでまいります。

B. カバー領域の拡大

中小企業の後継者問題解決のためのM&Aという当社グループのメインテーマに加えて更にカバー領域を拡大強化すべく取り組んでおります。

具体的には、ミッドキャップ（中堅企業）案件の受託を強化すべく、ファンド会社とのM&Aや中堅企業に対する成長戦略コンサルティングの実施、更には次項に記載の合弁会社の設立によりミッドキャップ（中堅企業）案件の受託を強化いたしました。

逆に、小規模案件に対しては、インターネットによるマッチングシステムを

構築することにより対応し、更には、上場企業案件やアセアン諸国を中心とする海外案件への領域拡大にも注力しております。これらにより、従来からの中小企業案件に留まらない、取扱規模と取扱地域の両軸からのカバー領域の拡大に注力しております。

■ 青山財産ネットワークスとの合弁会社設立によるミッドキャップ（中堅企業）案件への取組

当連結会計年度において、当社グループは、株式会社青山財産ネットワークスとの合弁会社「株式会社事業承継ナビゲーター」を設立いたしました。

同族承継や財産コンサルティングのプロフェッショナル集団である青山財産ネットワークスと当社グループが連携することにより、経営者の方々の「経営の承継」と「財産の承継」をワンストップで解決できる体制を強化いたしました。

事業承継ナビゲーターの設立により、比較的長いスパンでいくつかの選択肢の中から最適な事業承継プランを選択したいというミッドキャップ（中堅企業）の経営者の方々のニーズに応えるべく営業活動を行っております。

■ 企業評価に特化した専門子会社の本格稼働による営業効率の改善と専門性の追求

M&Aニーズの増加と当社グループのコンサルタントの増員に伴い、当社グループは年間600件超の譲渡案件を受託するに至っております。

これらの受託案件の企業評価額を適切かつタイムリーに算定することにより、売り手オーナーと譲受企業の価値合意形成に資することは極めて重要であります。

当社グループは企業評価に特化した専門子会社である株式会社企業評価総合研究所を当連結会計年度より本格稼働いたしました。

これにより、当社グループの営業効率の更なる向上の追求と、圧倒的な経験値のデータベース化による専門ノウハウの構築に取り組んでまいります。

■ 営業拠点の拡充

平成28年4月に福岡営業所、シンガポール・オフィスを新設いたしました。

福岡営業所開設を機に平成28年7月から九州全域において集中的にセミナー展開し、地域に密着した営業活動を展開した結果、当連結会計年度における九州・沖縄案件の成約実績は前年比約3倍となりました。

福岡営業所は、次期において支店に昇格させ、更に九州全域における当社グループのプレゼンスの向上を図るべく積極的に営業活動を展開いたします。

1947年から49年生まれの団塊の世代の経営者の方々は2017年には68歳から70歳となります。また、人口減少や高齢化を背景に様々な業界で再編の動きが加速しています。これらの環境のもと、上記の取組みにより過去最高の業績を達成することができました。

財産及び損益の状況の推移については下記(8)をご参照ください。

(部門別売上高)

(単位：千円、%)

部 門	第 25 期 (自平成27年4月1日 至平成28年3月31日)		第 26 期 (自平成28年4月1日 至平成29年3月31日)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
M & A 売 上 高	14,542,401	98.4	18,800,743	98.6
会費その他の収入	235,649	1.6	269,093	1.4
計	14,778,050	100.0	19,069,837	100.0

(2) 対処すべき課題

当社グループでは、企業理念の実現を通じて企業価値の向上を図るため、以下のテーマを自らに課して業務を推進しております。

① コンサルタントの積極的採用と研修制度の更なる充実等による人材の育成

中堅中小企業のM&Aの潜在的全需要からすれば当社のシェアは数パーセントに過ぎないものと当社グループでは考えております。

今後、より多くの経営者の方々にM&Aによるソリューションを提供し、業績拡大を実現するために、当社グループでは、引続きコンサルタントの採用を推進し毎年着実な増員を図っていく予定であります。

併せて、採用した人材の早期戦力化を図るために、前連結会計年度より社員

教育支援室を新設いたしました。同室には経験豊富なコンサルタントを配置し、彼らの指導のもと「300日で一人前」をキーワードに、各種研修制度、各種OJT制度の充実と中途採用者の各人別進捗管理の徹底に取り組んでおります。

また、併せて中堅社員等に対しても、それぞれのポジションや成長水準に応じた各種研修プログラム等を実施することにより全社的なレベルアップに注力しております。

②案件のカバーの向上とカバー領域の拡大

前記のとおり当社グループの業容拡大のためには、案件のカバー率の向上とカバー領域の拡大が不可欠であります。

カバー率の向上につきましては、下記の3つの基軸からなるアプローチのそれぞれを更に充実させることによりM&Aによるソリューションを必要としている企業経営者の方々を漏れなくカバーできるよう取り組んでまいります。

■情報ネットワークによる案件アプローチ

当社グループの有する会計事務所、地域金融機関、証券会社等から構成されるM&A情報ネットワークによる案件アプローチ

■ダイレクトコンタクトによる案件アプローチ

当社グループのセミナーにご参加いただいたお客様や当社のウェブサイトを開覧しお問い合わせいただいたお客様等をフォローすることによる案件アプローチ

■業種に特化した案件アプローチ

調剤薬局、医療介護、IT、設備工事等、特定業種に専門特化することでより専門性の高いサービスを提供することによる案件アプローチ

また、カバー領域の拡大につきましては、中小企業の後継者問題解決のためのM&Aという当社グループのメインテーマに加えて、上場企業案件、ミッドキャップ（中堅企業）案件、小規模案件、更にはアセアン諸国を中心とする海外案件へとカバー領域の拡大に注力しております。

③生産性の向上

上記によりアプローチした案件について、受託率・成約率の向上と案件のリードタイムを適切に維持することにより生産性を向上させることが当社グループ

プの継続的成長のためには不可欠であります。

当連結会計年度より、全案件の進捗等を一元的に管理する案件管理室を発足いたしました。営業支援システムにおける全案件データを案件管理室において有効にプロセス管理し、ボトルネックを解消することで、受託率・成約率の向上と案件のリードタイムの適切な維持に注力しております。

また、前記のとおり当連結会計年度より企業評価に特化した専門子会社である株式会社企業評価総合研究所を本格稼働させ、当社グループの営業効率の更なる向上を追求しております。

④バリューチェーンの強化・拡大と総合的経営戦略コンサルタント企業への取組

当社グループはM&Aの仲介サービスのシングルメニューを提供する企業から、経営戦略、マーケティング、PMI（企業提携実現後の企業の融合）等のコンサルティング分野、あるいは、バリュエーション、デュー・ディリジェンスを中心とするエグゼキューション分野等、M&A業務のバリューチェーンを強化・拡大し、M&A仲介業務に関連・付随するサービスの拡大に努めます。

このことが、売り手、買い手ともに本当に満足のいくM&Aにつながると考えております。

この課題につきましては、当連結会計年度よりPMI支援室を新設し新たにPMI業務に注力する等、「成約から成功へ」をキーワードに着実に進捗しております。

将来的には、M&A仲介業務をコアとした「総合的経営戦略コンサルタント」という位置づけの企業になるよう、より一層の研鑽を行っております。

⑤西日本エリアにおける業績の拡大

当社グループがメインターゲットとしている中堅中小企業の分布からすれば、今後、西日本エリアにおける業績拡大の潜在余地は東日本のそれを上回るものと当社グループでは分析しています。

当連結会計年度において福岡営業所を新設し、大阪支社、名古屋支社、福岡営業所の営業を統括する上席執行役員を配置いたしました。

これにより、西日本エリアにおける業績の拡大に注力するとともに、地域密着型の市場ニーズに沿った提案・サポート活動をよりスピーディーに実現し、もって当社グループの成長をより一層加速させてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資等及び資金調達の様況

①設備投資の様況

重要な該当事項はありません。

②資金調達の様況

(i) 新株予約権の行使により296,730千円の資金調達を実施いたしました。

(ii) 株式会社三井住友銀行をアレンジャー及びエージェントとするシンジケートローン契約を締結し、5,000,000千円の借入による資金調達を実施いたしました。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の様況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの様況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の様況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の様況

該当事項はありません。

(8) 財産及び損益の様況の推移

区 分	平成25年度 第23期	平成26年度 第24期	平成27年度 第25期	平成28年度 第26期 (当連結会計年度)
売 上 高 (千円)	10,547,519	12,227,539	14,778,050	19,069,837
経 常 利 益 (千円)	5,496,012	6,310,776	7,116,685	9,070,870
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	3,344,321	3,950,236	4,840,000	6,174,075
1株当たり当期純利益 (円)	41.82	49.39	60.52	77.21
総 資 産 (千円)	13,977,243	16,750,962	20,141,919	24,956,738
純 資 産 (千円)	10,903,711	13,465,950	16,763,892	16,080,488

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数を基に算出しております。
2. 平成28年度(当連結会計年度)の様況につきましては、前記(1)事業の経過及びその成果に記載のとおりであります。
3. 平成26年4月1日付で普通株式1株につき普通株式3株の割合、及び、平成28年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合でそれぞれ株式分割を行っております。平成25年度の期首に株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益を算定しております。

(9) 重要な子会社の状況

①重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社経営プランニング研究所	20百万円	100.0%	経営コンサルティング業務
株式会社企業評価総合研究所	10百万円	100.0%	企業評価に関する業務

- (注) 1. 株式会社経営プランニング研究所の平成29年3月期の売上高は33,497千円、当期純利益は20,059千円であります。
2. 株式会社企業評価総合研究所の平成29年3月期の売上高は187,531千円、当期純利益は16,967千円であります。

②持分法適用関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	当 社 の 議 決 権 比 率	主 要 な 事 業 内 容
日本プライベートエクイティ株式会社	60百万円	38.61%	MBOファンドの管理運営、 コンサルティング業務
ヤノホールディングス株式会社	53百万円	25.06%	㈱矢野経済研究所の発行済 株式の100%を所有する持株 会社
株式会社矢野経済研究所	200百万円	— 〔100%〕	市場調査事業、自社企画調 査資料の提供・受託調査・ データバンク運用
株式会社事業承継ナビゲーター	40百万円	50.00%	事業承継に関する調査、研 究、診断及び指導

(注) 「当社の議決権比率」欄の〔外書〕は緊密な者等の所有比率であります。

③事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

④そ の 他

該当事項はありません。

(10) 事業内容

当社グループはM&Aの仲介を主たる業務としています。

国内の中堅中小企業の案件を中心に業務を行っており、M&A業務を通じて企業の存続と発展に貢献することを経営理念として掲げております。

企業は社会の公器であります。その公器たる企業の深刻な後継者問題・先行き不安問題を解決し、事業を存続させること、そして更に、相乗効果の発揮によりその事業を発展させ、譲渡側・譲受側の両当事者はもとより、従業員、取引先等のステークホルダー全員が幸福になる友好的M&Aを実践すること、このことが、当社グループの社会的ミッションであり、当社グループは構築した全国的情報ネットワークを背景にこのようなM&Aのいわばプラットフォームの役割を担うべきものと考えております。

M&Aの仲介業務を遂行するためには優良な案件情報が最も大切ですが、当社グループはその案件情報を情報ネットワークを構築することにより効率的に取得しています。情報ネットワークは、次のとおり全国的に拡がっており、国内最大級のM&Aネットワークとなっています。

- ・ 全国の主要会計事務所
- ・ 全国の地方銀行
- ・ 全国の信用金庫
- ・ 大手証券会社
- ・ 投資育成などのベンチャーキャピタル
- ・ その他コンサルタント会社等

これらを効率よくかつ専門的にサポートするために、当社グループでは情報開発ルート毎にチャンネル体制を構築して営業活動をしています。

当社グループは平成20年7月に、株式会社矢野経済研究所及びその持株会社であるヤノホールディングス株式会社を持分法適用関連会社としました。当社と市場調査のパイオニア企業である株式会社矢野経済研究所が協業することにより、市場動向等のよりの確な把握に基づく有効的なM&Aマッチングを推進しております。

M&A周辺分野といたしましては、日本プライベートエクイティ株式会社を平成12年10月に設立して以来、同社を通じてMBO投資事業も行っております。

また、前連結会計年度に設立した当社の連結子会社である株式会社企業評価総合研究所は、当連結会計年度より本格稼働し、企業評価に係る業務を行っております。

今後、中長期的には、中堅中小企業を中心に、経営計画・事業戦略の立案、上場指導、投資育成等、豊富なソリューションメニューを提供する総合的経営戦略コンサルティング企業へと飛躍することを目指します。

(11) 事業所の状況

本 社 東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
 大阪支社 大阪府大阪市北区角田町8番1号
 名古屋支社 愛知県名古屋市中村区名駅四丁目6番17号
 札幌営業所 北海道札幌市中央区大通西四丁目6番1号
 福岡営業所 福岡県福岡市博多区博多駅前二丁目2番1号

(12) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
283名	+49名	35.5歳	3.9年

(注) 従業員が前期末に比較して増加した主な理由は、主としてコンサルタントの人員増に伴うものであります。

(13) 主要な借入先

借入先	借入額
シンジケートローン	千円 4,500,000

(注) シンジケートローンは、株式会社三井住友銀行を主幹事とする16社による協調融資であります。

2. 会社の株式に関する事項（平成29年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数	144,000,000株
(2) 発行済株式の総数	80,919,600株
(3) 株 主 数	10,975名

(注)発行済株式の総数には、自己株式1,501,119株を含んでおります。

(4) 大 株 主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三宅 卓	7,290,800	9.18
分林 保弘	6,548,700	8.25
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,245,300	7.86
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	4,596,000	5.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	3,264,250	4.11
STATE STREET LONDON CARE OF STATE STREET BANK AND TRUST, BOSTON SSBTC A/C UK LONDON BRANCH CLIENTS - UNITED KINGDOM	2,332,100	2.94
J. P. MORGAN BANK LUXEMBOURG S. A. 385576	1,724,800	2.17
BBH FOR MATTHEWS JAPAN FUND	1,611,900	2.03
THE BANK OF NEW YORK MELLON 140044	1,311,341	1.65
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE IEDUCITS CLIENTS NON LENDING 15 PCT TREATY ACCOUNT	1,240,800	1.56

(注)持株比率は、自己株式1,501,119株を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

①平成24年2月9日及び平成24年2月10日の取締役会の決定に基づく新株予約権
新株予約権の概要

- ・新株予約権の数 1,685個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
普通株式 1,011,000株
(新株予約権1個当たり600株)
- ・割当者数 90名
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり286円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり315円
- ・新株予約権の行使期間 平成28年6月30日から平成30年6月29日まで
- ・新株予約権の行使条件

イ. 本新株予約権は、平成25年3月期乃至平成28年3月期のいずれかの期の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合までの個数を行使することが可能となる。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役ににて定めるものとする。

（i）30億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の10%まで

（ii）40億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%まで

（iii）50億円を超過した場合、全ての本新株予約権

ロ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記イの条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

②平成27年4月9日の取締役会の決定に基づく新株予約権

新株予約権の概要

- ・新株予約権の数 12,403個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数
 - 普通株式 2,480,600株
 - (新株予約権1個当たり200株)
- ・割当者数 175名
- ・新株予約権の払込金額 1個当たり1,700円
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり2,163円
- ・新株予約権の行使期間 平成31年6月30日から平成33年6月29日まで
- ・新株予約権の行使条件

イ. 本新株予約権は、当社の有価証券報告書に記載の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）における経常利益が下記（i）乃至（iii）に掲げる各期間中に各金額を超過した場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合の個数を行使することが可能となる。なお、会計基準の変更等により参照すべき経常利益の概念に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとする。

（i）平成28年3月期もしくは平成29年3月期のいずれかの期に80億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能

（ii）平成30年3月期に90億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の30%を行使可能

（iii）平成31年3月期に100億円を超過した場合、割り当てられた本新株予約権の40%を行使可能

ただし、平成28年3月期乃至平成31年3月期の経常利益が60億円を下回った場合、上記（i）乃至（iii）にかかわらず、本新株予約権は行使することができない。

ロ. 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であることを要する。ただし、新株予約権者が上記イの条件が満たされた時点において当社または当社関係会社の取締役、監査役または従業員であり、かつ、当社取締役会が認めた場合は、この限りではない。

ハ. その他の細目は、当社と新株予約権者との間で締結した新株予約権割当契約書に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	分 林 保 弘	
代表取締役社長	三 宅 卓	
専 務 取 締 役	檜 木 孝 麿	管理本部長
常 務 取 締 役	大 山 敬 義	総合企画本部長
常 務 取 締 役	大 槻 昌 彦	営業本部長
取 締 役	島 田 直 樹	株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズ代表取締役
取 締 役 (常勤監査等委員)	田 村 信 次	
取 締 役 (監 査 等 委 員)	木 下 直 樹	弁護士、木下総合法律事務所所長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	山 田 善 則	

- (注) 1. 島田直樹氏、木下直樹氏、山田善則氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員を除く)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査部門との十分な連携を可能にするため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 当社は、平成28年6月24日開催の第25回定時株主総会において、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。これに伴い、常勤監査役田村信次氏、監査役木下直樹氏及び山田善則氏の任期が満了し、それぞれ取締役(監査等委員)に就任いたしました。
4. 木下直樹氏、山田善則氏につきましては、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、3百万円又は法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の額

取締役(監査等委員を除く) 6名439百万円(うち社外取締役1名4百万円)
取締役(監査等委員) 3名 16百万円(うち社外取締役2名7百万円)
監査役 3名 2百万円(うち社外監査役2名1百万円)

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は平成28年6月24日開催の定時株主総会において、年額6億円以内(うち社外取締役は年額3千万円以内)と決議いただいております。
2. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は平成28年6月24日開催の定時株主総会において、年額5千万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は平成18年6月16日開催の定時株主総会において、年額3千万円以内と決議いただいております。

4. 平成28年6月24日付で、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行したことに伴い、同日付で監査役を退任し、取締役(監査等委員)に就任した3名の支給額と人数につきましては、監査役在勤期間分は監査役に、取締役(監査等委員)在任期間分は取締役(監査等委員)に含めて記載しております。
5. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額211百万円(取締役6名に対して209百万円、取締役(監査等委員)3名に対して1百万円、監査役3名に対して0百万円)が含まれております。

(4) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

取締役島田直樹氏は、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表取締役を兼務しております。なお、当社は、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズへ業務の一部を委託しております。取引の内容は、40ページ「関連当事者との取引に関する注記」に記載しております。

取締役(監査等委員)木下直樹氏は、木下総合法律事務所の所長を兼務しております。なお、当社と木下総合法律事務所の間には、重要な取引はございません。

②当該事業年度における主な活動状況

取締役島田直樹氏は、当事業年度に開催された取締役会17回のうち16回に出席し、企業経営者及びコンサルタントとして培ってきた知識・見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)木下直樹氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会7回の全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、主に会社法分野を中心に弁護士として培ってきた知識・見地から発言を行っております。

取締役(監査等委員)山田善則氏は、当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席し、また監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会7回の全てに出席、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回の全てに出席し、主に大手金融機関の取締役及び監査役在任中に培ってきた知識・見地から発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額

21,000千円

② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

21,000千円

(注) 1. 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由

当社監査等委員会は、取締役会、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積の算定根拠等を検討した結果、会計監査人の報酬額等につき、会社法第399条第1項及び第3項の同意を行っております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員が、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任した理由を報告いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人の会社法等関連法令違反、独立性、専門性、職務執行状況、その他の諸般の事情を総合的に判断して、会計監査人の変更が適当と認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定することとし、当該決定に基づき取締役会は当該議案を株主総会に提出することとします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保する体制

当社グループは業務の有効性・効率性及び財務報告の信頼性を確保し、コンプライアンスを徹底するため、以下のとおりの体制等を整備しております。

①当社及び子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制

当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するためにコンプライアンスの徹底が必要不可欠であるとの認識に立ち、当社及び子会社の取締役等及び使用人全員への周知徹底を図るため「株式会社日本M&Aセンターコンプライアンス行動指針10か条」及びコンプライアンス（法令遵守）規程を定めるとともに、月例全体会議等を利用し、コンプライアンス等に関する研修を行っております。

また、当社及び子会社の取締役等及び使用人による職務の執行が法令・定款及び社内規程に違反することなく適切に行われているかをチェックするため、監査等委員会による監査及び内部監査室による内部監査を実施します。

なお、当社は、上記の「コンプライアンス行動指針10か条」において、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を遮断する旨を規定し、同指針を社内掲示するとともに社内研修等でその周知徹底を図っております。

②当社及び子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催しており、取締役会規程に定めた重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。特に重要事項については常務会規程に基づき原則として毎週開催される常務会における審議を経て取締役会に諮っております。また、執行役員制度を導入し、執行役員による職務の適切なサポートによりその執行の効率化を図っております。

子会社においても、毎月1回以上取締役会を開催するほか、臨時取締役会を必要に応じて随時開催し重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行っております。

③当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に対する体制

取締役の職務の執行に係る文書・情報については、法令・定款及び文書管理規程に基づき保存及び管理を行っており、取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することとしております。

④当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

企業活動に伴う様々なリスクに適切に対応すべく、常勤取締役及び管理本部と経営企画室の管理職をメンバーとするリスクマネジメント委員会が、リスクマネジメント委員会規程に基づき当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施しています。

また、法律事務所と顧問契約を締結し、必要に応じて指導・助言等を受けております。

なお、損失の危険が発生した場合には、当社及び子会社は危機管理規程に基づき対応することとしています。

⑤当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社を含む企業集団としての業務の適正を確保するため関係会社管理規程を定め、また、子会社取締役と日常的な意思疎通を図っており、企業集団としての経営について協議する他、子会社が親会社の経営方針に沿って適正に運営されていることを確認する体制をとっております。

子会社は、関係会社管理規程に基づき、議事録の写し等の文書を提出することにより、子会社の取締役等の職務執行に係る事項を当社に報告します。当該文書について当社の取締役及び監査等委員の要求があるときは、これを随時閲覧に供することといたします。

⑥監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

当社は、監査等委員会の職務を補助する使用人を置き、監査等委員会の必要に応じてその職務を補助します。

⑦前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員会の職務を補助する使用人は、その職務に関し、業務執行上の指揮命令系統には属さず、監査等委員会の指示命令に従うものとし、当該使用人の異動、人事評価、懲戒処分等については監査等委員会の同意を得るものとし、ます。

また、当該使用人が他部門の使用人を兼務する場合は監査等委員会の職務の補助業務を優先するものとし、ます。

これらにより当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性の確保及び当該使用人に対する指示の実効性を確保いたします。

- ⑧当社及び子会社の取締役及び使用人が監査等委員会に報告をするための体制、その他の監査等委員会への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員は、月1回の定時取締役会及び必要に応じ随時開催される臨時取締役会、その他の重要な意思決定会議に出席し、また、当社及び子会社の取締役及び使用人から、重要事項の報告を求めることができるものとし、当社及び子会社の取締役及び使用人は、上記の求めに応じて必要な報告を行うものとし、ます。

当社及び子会社は、コンプライアンス（法令遵守）規程により、監査等委員会に報告を行った当社及び子会社の取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を周知徹底するものとし、ます。

- ⑨監査等委員の職務の執行について生ずる費用等の処理に関する体制

当社は、監査等委員の職務の執行において合理的に生ずる費用の前払いまたは償還、その他当該職務の執行について生ずる費用債務を、監査等委員からの当該費用債務の請求に基づき、速やかに支弁するものとし、ます。

- ⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、監査等委員会規則及び監査等委員会監査等基準を定めるとともに、監査計画書を作成し取締役会でその内容を説明し、履行に関しての理解と協力を得るものとし、ます。

監査等委員会は、内部監査室に必要な調査を依頼することができ、内部監査室はこれに協力するものとし、ます。

監査等委員会は、内部監査室による内部監査の結果の報告を受けるため、内部監査室との間で定期的な報告会を開催します。

内部監査室のスタッフの選任及び異動については監査等委員会の同意を得るものとし、ます。

このほか、監査等委員会は、代表取締役と定期的に意見交換を行うものとし、また、会計監査人の監査に立会うとともに、会計監査人との間でも、定期的に報告会を行うものとしており、これにより、当社の監査の実効性を確保します。

(2) 業務の適正を確保する体制の運用状況

当社グループの業務の適正を確保する体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

- ①当社は、平成28年6月24日付で監査等委員会設置会社に移行し、取締役の監視・監督機能の強化、権限の委譲による迅速な意思決定ならびに業務執行による経営の公正性、透明性及び効率性の向上など、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図っております。
- ②社内掲示及び社内研修により「株式会社日本M&Aセンターコンプライアンス行動指針10か条」を周知徹底し、また、月例全体会議において、コンプライアンス研修を実施いたしました。
- ③当事業年度において取締役会を17回開催し、法令等に定められた事項及び経営に関する重要事項を決定するとともに、月次業績の分析、報告等を行い、取締役の職務執行状況の監督を行いました。
- ④リスクマネジメント委員会を適宜開催し、当社及び子会社の社内横断的なリスクの予防・管理の検討を実施いたしました。
- ⑤当社が保有する情報及び情報システムを保護・管理することを目的として、「情報セキュリティマネジメントシステム」を構築し、情報セキュリティ方針を定めております。平成28年5月には、一定の業務範囲において国際規格ISO27001の認証を取得しました。
- ⑥当事業年度において監査役会及び監査等委員会を17回開催しました。監査等委員会は監査方針、監査計画を決定し、監査に関する重要な事項について報告を受け、協議を行いました。また、各監査等委員は、内部監査室と定期的な報告会を行い、代表取締役社長、会計監査人とは定期的な意見交換を行いました。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

当社では、現時点で買収防衛策は導入しておらず、日々のたゆまぬ経営努力により企業価値を向上させることこそが買収防衛につながるものと認識しております。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第25期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、利益水準や内部留保の増大にあわせて配当水準を適宜上げていきたいと考えております。

また、内部留保につきましては、財務体質の強化、将来にわたる安定した株主利益の確保、事業の拡大のために有効活用していきたいと考えております。

なお、自己株式の処分・活用につきましては、日本M&Aセンターグループ成長発展のためのより良い資本政策を検討し、時宜にかなった決定をまいります。

連結貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,533,578	流動負債	4,873,800
現金及び預金	10,043,786	買掛金	148,358
売掛金	503,352	短期借入金	1,000,000
有価証券	1,700,000	未払費用	704,932
前払費用	69,593	未払法人税等	1,892,792
繰延税金資産	163,815	前受金	40,421
その他	53,029	預り金	65,303
		賞与引当金	101,789
		役員賞与引当金	211,000
		その他	709,201
固定資産	12,423,160	固定負債	4,002,450
有形固定資産	411,397	長期借入金	3,500,000
建物	267,734	退職給付に係る負債	126,628
その他	143,663	長期未払金	375,821
無形固定資産	73,021	負債合計	8,876,250
投資その他の資産	11,938,741	純資産の部	
投資有価証券	1,250,687	株主資本	15,908,998
繰延税金資産	98,887	資本金	1,224,077
長期預金	10,100,000	資本剰余金	1,002,234
その他	489,166	利益剰余金	18,644,404
		自己株式	△4,961,716
		その他の包括利益累計額	150,005
		その他有価証券評価差額金	150,005
		新株予約権	21,483
		純資産合計	16,080,488
資産合計	24,956,738	負債純資産合計	24,956,738

連結損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,069,837
売 上 原 価		6,978,986
売 上 総 利 益		12,090,851
販売費及び一般管理費		3,044,458
営 業 利 益		9,046,392
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,499	
受 取 配 当 金	6,250	
投資事業組合運用益	2,301	
持分法による投資利益	38,932	
そ の 他	2,606	51,590
営 業 外 費 用		
アレンジメントフィー	23,500	
支 払 利 息	3,531	
そ の 他	80	27,111
経 常 利 益		9,070,870
特 別 利 益		
投資有価証券売却益	99	99
税金等調整前当期純利益		9,070,970
法人税、住民税及び事業税	2,914,068	
法人税等調整額	△17,173	2,896,895
当 期 純 利 益		6,174,075
親会社株主に帰属する当期純利益		6,174,075

連結株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	1,075,487	853,644	14,762,096	△1,423	16,689,804
当 期 変 動 額					
新株の発行（新株予約権の行使）	148,589	148,589			297,179
剰 余 金 の 配 当			△2,291,766		△2,291,766
親会社株主に帰属する当期純利益			6,174,075		6,174,075
自 己 株 式 の 取 得				△4,960,292	△4,960,292
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	148,589	148,589	3,882,308	△4,960,292	△780,805
当 期 末 残 高	1,224,077	1,002,234	18,644,404	△4,961,716	15,908,998

	その他の包括利益 累計額		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	51,872	51,872	22,214	16,763,892
当 期 変 動 額				
新株の発行（新株予約権の行使）				297,179
剰 余 金 の 配 当				△2,291,766
親会社株主に帰属する当期純利益				6,174,075
自 己 株 式 の 取 得				△4,960,292
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 変 動 額（純額）	98,132	98,132	△730	97,401
当 期 変 動 額 合 計	98,132	98,132	△730	△683,403
当 期 末 残 高	150,005	150,005	21,483	16,080,488

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結子会社の数…………… 2社
- (2) 連結子会社の名称……………株式会社経営プランニング研究所
株式会社企業評価総合研究所
- (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項……………連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法を適用した関連会社数…………… 4社
日本プライベートエクイティ株式会社
ヤノホールディングス株式会社
株式会社矢野経済研究所
株式会社事業承継ナビゲーター

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

- 時価のあるもの……………連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産……………定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。(主な耐用年数 建物6年～39年、その他3年～15年)

無形固定資産

ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上しております。
賞与引当金	従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき額を計上しております。
役員賞与引当金	役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額に基づき、計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付に係る負債の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付に係る負債は、簡便法（退職給付に係る連結会計年度末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除する方法）により計算しております。

(5) その他連結計算書類の作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当連結会計年度から適用しております。

(連結貸借対照表に関する注記)

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 229,498千円
- (2) 投資有価証券のうち、205,800千円については貸株に提供しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 連結会計年度末日における発行済株式の総数 普通株式 80,919,600株
2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成28年6月24日 定時株主総会	普通株式	1,199,649	30円00銭	平成28年 3月31日	平成28年 6月27日
平成28年11月11日 取締役会	普通株式	1,092,117	27円00銭	平成28年 9月30日	平成28年 12月6日

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

次のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
平成29年6月23日 定時株主総会(予定)	普通株式	利益 剰余金	1,389,823	17円50銭	平成29年 3月31日	平成29年 6月26日

3. 当連結会計年度の末日における当社が発行している新株予約権の目的となる株式の数

普通株式 3,194,600株

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、一時的な余資は主に預金を中心に安全性の高い金融資産で運用し、デリバティブ等投機的な取引は行わない方針であります。

売掛金及び買掛金は、通常の活動に伴い生じたものであり、そのほとんどが1ヶ月以内に決済されるものであります。

有価証券は安全性の高い金融資産で運用し、投資有価証券は、株式であり、定期的に時価を把握しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

(単位：千円)

	連結貸借対照表 計上額(※)	時価(※)	差額
(1) 現金及び預金	10,043,786	10,043,786	—
(2) 売掛金	503,352	503,352	—
(3) 有価証券	1,700,000	1,700,000	—
(4) 投資有価証券	383,965	383,965	—
(5) 長期預金	10,100,000	10,089,815	△10,184
(6) 買掛金	(148,358)	(148,358)	—
(7) 未払費用	(704,932)	(704,932)	—
(8) 未払法人税等	(1,892,792)	(1,892,792)	—
(9) 長期借入金(短期借入金を含む)	(4,500,000)	(4,551,407)	51,407

(※)負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

(1) 現金及び預金並びに(2) 売掛金

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券

有価証券の内訳は全て譲渡性預金であり、これらについては、短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価については、株式は取引所等の価格によっております。

(5) 長期預金

これらの時価については、預金の預入期間及び預金利率で割り引いて算定する方法によっております。

(6) 買掛金、(7) 未払費用、(8) 未払法人税等

これらは全て短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(9) 長期借入金

これらの時価については、借入金の借入期間及び借入利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式等(連結貸借対照表計上額866,721千円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|-------------------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 202円21銭 |
| 2. 親会社株主に帰属する1株当たり当期純利益 | 77円21銭 |

(注) 平成28年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	12,384,442	流動負債	4,861,023
現金及び預金	9,789,032	買掛金	165,585
売掛金	503,568	短期借入金	1,000,000
有価証券	1,700,000	未払金	287,746
前払費用	69,593	未払費用	700,835
繰延税金資産	162,370	未払法人税等	1,882,040
未収入金	115,625	未払消費税等	403,757
その他	44,250	前受金	40,421
		預り金	64,801
		賞与引当金	98,635
		役員賞与引当金	211,000
		その他	6,200
固定資産	12,312,278	固定負債	4,002,450
有形固定資産	411,397	長期借入金	3,500,000
建物	267,734	退職給付引当金	126,628
車両運搬具	15,477	長期未払金	375,821
工具、器具及び備品	118,837	負債合計	8,863,473
土地	9,348	純資産の部	
無形固定資産	73,021	株主資本	15,657,444
借地権	889	資本金	1,224,077
ソフトウェア	71,659	資本剰余金	1,002,234
その他	471	資本準備金	1,002,234
投資その他の資産	11,827,859	利益剰余金	18,392,850
投資有価証券	931,457	利益準備金	21,750
関係会社株式	126,548	その他利益剰余金	18,371,100
繰延税金資産	190,687	繰越利益剰余金	18,371,100
長期預金	10,100,000	自己株式	△4,961,716
敷金及び保証金	472,566	評価・換算差額等	154,318
その他	6,600	その他有価証券評価差額金	154,318
		新株予約権	21,483
		純資産合計	15,833,247
資産合計	24,696,720	負債純資産合計	24,696,720

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		19,039,940
売 上 原 価		7,039,163
売 上 総 利 益		12,000,776
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,009,451
営 業 利 益		8,991,325
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	1,497	
受 取 配 当 金	53,550	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	2,301	
そ の 他	1,478	58,827
営 業 外 費 用		
ア レ ン ジ メ ン ト フ ィ ー	23,500	
支 払 利 息	3,531	
そ の 他	80	27,111
経 常 利 益		9,023,041
特 別 利 益		
投 資 有 価 証 券 売 却 益	99	99
税 引 前 当 期 純 利 益		9,023,141
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,895,126	
法 人 税 等 調 整 額	△17,400	2,877,725
当 期 純 利 益		6,145,415

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							自己株式	株主資本合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金					
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計			
					繰越利益剰余金				
当期首残高	1,075,487	853,644	853,644	21,750	14,517,451	14,539,201	△1,423	16,466,909	
当期変動額									
新株の発行 (新株予約権の行使)	148,589	148,589	148,589					297,179	
剰余金の配当					△2,291,766	△2,291,766		△2,291,766	
当期純利益					6,145,415	6,145,415		6,145,415	
自己株式の取得							△4,960,292	△4,960,292	
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	148,589	148,589	148,589		3,853,648	3,853,648	△4,960,292	△809,464	
当期末残高	1,224,077	1,002,234	1,002,234	21,750	18,371,100	18,392,850	△4,961,716	15,657,444	

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	56,185	56,185	22,214	16,545,310
当期変動額				
新株の発行 (新株予約権の行使)				297,179
剰余金の配当				△2,291,766
当期純利益				6,145,415
自己株式の取得				△4,960,292
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	98,132	98,132	△730	97,401
当期変動額合計	98,132	98,132	△730	△712,063
当期末残高	154,318	154,318	21,483	15,833,247

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式……………移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

①時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

②時価のないもの……………移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……………定率法によっております。但し、平成10年4月以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。(主な耐用年数 建物6年～39年、車両運搬具6年、工具、器具及び備品3年～15年)

(2) 無形固定資産

ソフトウェア……………社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。
(自社利用)

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……………債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による繰入額を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち当期に負担すべき額を計上しております。

役員賞与引当金……………役員に対して支給する賞与の支出に備えるため、当期末における支給見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、当期末において発生していると認められる額を計上しております。

なお、退職給付引当金は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額から、中小企業退職金共済制度より支給される金額を控除する方法）により計算しております。

4. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更)

(平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱いの適用)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響額は軽微であります。

(追加情報)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当事業年度から適用しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する短期金銭債権	116,584千円
関係会社に対する短期金銭債務	23,256千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	229,498千円
3. 投資有価証券のうち、205,800千円については貸株に提供しております。	

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

 営業取引

 売上高

4,500千円

 売上原価

190,831千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

 普通株式 1,501,119株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

未払事業税	78,897千円
賞与引当金	30,478千円
未払給与	48,364千円
その他	4,629千円
繰延税金資産(流動)小計	162,370千円
退職給付引当金	38,748千円
長期未払金	115,001千円
関係会社株式	91,799千円
その他	13,180千円
繰延税金資産(固定)小計	258,730千円
繰延税金資産合計	421,100千円

(繰延税金負債)

投資有価証券	△68,042千円
繰延税金負債(固定)小計	△68,042千円
繰延税金負債合計	△68,042千円
繰延税金資産の純額	353,057千円

(1株当たり情報に関する注記)

- 1株当たり純資産額 199円09銭
- 1株当たり当期純利益 76円85銭

(注)平成28年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当事業年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
子会社	株式会社 企業評価 総合研究所	直接 100%	役員 の 兼任	企業評価に 関する業務	187,531	買掛金	22,485
				事務受託料	2,400		

(注) 1 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案しております。

2 取引金額には消費税等が含まれておりません。

2. 役員が議決権の過半数を所有している会社等

種類	会社等の名称 又は氏名	議決権等 の所有(被 所有)割合 (%)	関連当 事者との 関係	取引の内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
役員が議決 権の過半数 を所有する 会社	株式会社ビー・ア ンド・イー・ディ レクションズ	—	(注) 1	新規プロジ ェクト等に 関するコン サルティン グ料	24,000	—	—

(注) 1 当社社外取締役役島田直樹が議決権の85%を直接保有しております。

2 価格その他の取引条件は、市場実勢を勘案しております。

3 取引金額には消費税等が含まれておりません。

3. 役員

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
役員	分林 保弘	被所有 直接 8.25%	当社代表 取締役	新株予約権の行使	13,230	—	—
				自己株式の取得	2,475,000	—	—
役員	三宅 卓	被所有 直接 9.18%	当社代表 取締役	新株予約権の行使	13,230	—	—
				自己株式の取得	2,475,000	—	—
役員	檜木 孝麿	被所有 直接 0.32%	当社 取締役	新株予約権の行使	11,340	—	—

- (注) 1 新株予約権の行使は、平成24年2月開催の取締役会決議に基づき付与された新株予約権のうち、当事業年度における新株予約権の行使について記載しております。なお、取引金額欄は、当事業年度における新株予約権の権利行使による付与株式数に払込金額を乗じた金額を記載しております。
- 2 自己株式の取得は、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNeT-3)により取得しており、取引金額は、平成28年10月28日終値によるものです。

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 日本M&Aセンター
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕 之 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社日本M&Aセンター及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月12日

株式会社 日本M&Aセンター
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 井上 隆 司 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 伊藤 裕 之 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社日本M&Aセンターの平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監査報告書

当監査等委員会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役会及び使用人等からその構築及び運用状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月17日

株式会社日本M&Aセンター 監査等委員会

常勤監査等委員 田村 信次 ㊤

監査等委員 木下 直樹 ㊤

監査等委員 山田 善則 ㊤

(注) 1. 監査等委員木下直樹氏及び山田善則氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

(注) 2. 当社は、平成28年6月24日開催の第25回定時株主総会の決議により、同日をもって監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しました。平成28年4月1日から上記株主総会終結時までの状況につきましては、旧監査役会から引き継いだ内容に基づいております。

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、期末配当に関しまして以下のとおりといたしたいと存じます。

当社は、財務体質と経営基盤の強化を図るとともに、株主に対する長期的な利益還元を経営の最重要課題と認識しており、設立第2期より前第25期に至るまで安定した利益配当を継続して実施してまいりました。

今後とも、安定的な株主還元を主軸に、利益水準や内部留保の増大にあわせて配当水準を適宜上げていきたいと考えております。

この配当方針に基づき、当期の期末配当につきましては以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき17円50銭、総額1,389,823,418円とさせていただきますと存じます。

当社は、当期の中間配当金を27円とさせていただきますましたが、平成28年10月1日付で普通株式1株につき普通株式2株の割合で株式分割を行っております。当期の中間配当金27円を仮に当該株式分割後に換算しますと、13円50銭となり、当期の年間配当金は、期末配当金17円50銭を加えた年間31円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成29年6月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。なお、本議案については監査等委員会から、全ての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
1	<p style="text-align: center;">わ け ば や し や す ひ ろ 分 林 保 弘 (昭和18年8月28日生)</p>	<p>昭和41年4月 日本オリベッティ株式会社入社 平成3年4月 当社設立取締役 平成4年6月 当社代表取締役社長 平成12年10月 日本プライベートエクイティ株式会社取締役(現任) 平成20年6月 当社代表取締役会長 (現在に至る)</p>	6,548,700株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、当社の創業者として、企業理念の創設、中堅中小企業のM&Aに関する啓蒙活動や事業拡大に大きな功績を積み上げており、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	<p style="text-align: center;">み や す ぐ る 三 宅 卓 (昭和27年1月18日生)</p>	<p>昭和52年4月 日本オリベッティ株式会社入社 平成3年9月 当社入社 平成4年6月 当社取締役 平成5年6月 当社常務取締役 平成7年5月 当社専務取締役 平成12年10月 日本プライベートエクイティ株式会社代表取締役副社長 平成14年6月 当社取締役副社長営業本部長 平成17年1月 日本プライベートエクイティ株式会社取締役副社長(現任) 平成18年6月 当社代表取締役副社長営業本部長 平成19年12月 株式会社矢野経済研究所取締役(現任) 平成20年6月 当社代表取締役社長(現在に至る) 平成28年7月 株式会社事業承継ナビゲーター取締役(現任)</p>	7,290,800株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、取締役として長期に亘って当社の経営に関与し、当社の代表取締役としてこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当 社 の 株式の数
3	なら き たか まろ 檜 木 孝 麿 (昭和37年10月15日生)	昭和60年4月 大王製紙株式会社入社 平成5年1月 当社入社 平成12年6月 大和証券エヌエムビーシー株式 会社入社 平成17年3月 当社入社 平成17年6月 当社取締役管理本部長 平成20年6月 当社常務取締役管理本部長 平成25年6月 日本プライベートエクイティ株 式会社監査役(現任) 平成25年6月 当社専務取締役管理本部長 平成29年4月 当社取締役副社長管理本部長 (現在に至る)	254,000株
取締役候補者とした理由 同氏は、管理部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。			
4	おお つき まさ ひこ 大 槻 昌 彦 (昭和45年7月23日生)	平成7年4月 株式会社住友銀行入行 平成18年2月 当社入社 平成21年4月 当社執行役員事業法人部長 平成22年4月 当社執行役員法人事業本部長 兼事業法人部長 平成22年6月 当社取締役法人事業本部長 兼事業法人部長 平成25年4月 当社取締役法人事業本部長 平成25年6月 当社常務取締役法人事業本部長 平成26年4月 当社常務取締役法人事業本部長 西日本管掌 大阪支社長 平成27年4月 当社常務取締役営業本部長 大阪支社長 平成28年4月 当社常務取締役営業本部長 平成29年4月 当社専務取締役営業本部長 (現在に至る)	10,000株
取締役候補者とした理由 同氏は、営業部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。			

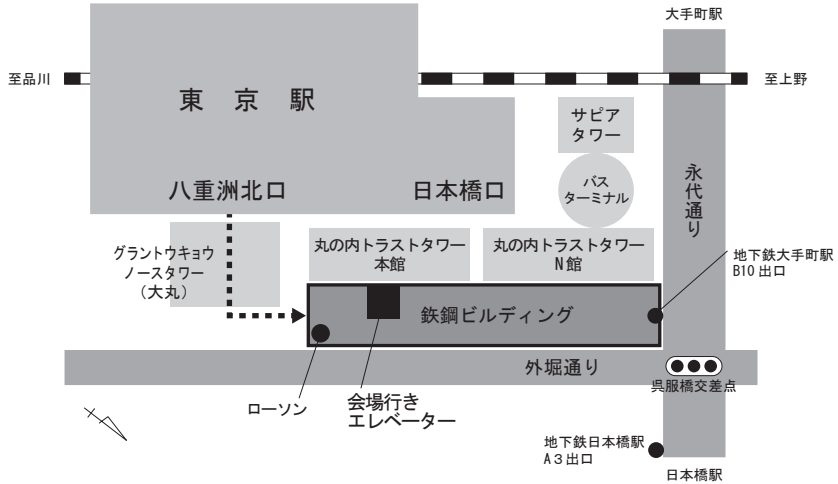
候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および 重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式の数
5	<p style="text-align: center;">おお やま たか よし 大 山 敬 義 (昭和42年11月14日生)</p>	<p>平成3年4月 当社入社 平成19年1月 当社執行役員情報開発部長 平成20年6月 当社取締役情報開発部長 平成22年4月 当社取締役統括事業本部長 兼情報開発部長 大阪支社長 平成24年4月 当社取締役統括事業本部長 兼金融法人部長 平成24年6月 当社常務取締役統括事業本部長 兼金融法人部長 平成25年4月 当社常務取締役統括事業本部長 平成25年6月 当社常務取締役統括事業本部長 西日本管掌 大阪支社長 平成26年4月 当社常務取締役統括事業本部長 東日本管掌 平成27年4月 当社常務取締役総合企画本部長 (現在に至る)</p>	282,500株
<p>取締役候補者とした理由 同氏は、営業部門、総合企画部門における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしていることから、その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
6	<p style="text-align: center;">しま だ なお き 島 田 直 樹 (昭和43年11月23日生)</p>	<p>平成5年4月 アップルコンピュータ株式会社 入社 平成10年10月 株式会社ポストンコンサルテ ィンググループ入社 平成13年9月 株式会社ピー・アンド・イー・ ディレクションズ設立代表取締 役(現任) 平成20年6月 当社取締役(現在に至る) 平成25年1月 ロキグループホールディングス 株式会社社外取締役(現任) 平成25年3月 株式会社ファンデリー社外監査 役(現任) 平成26年6月 杉田エース株式会社社外取締 役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社ピー・アンド・イー・ディレクシ ョンズ代表取締役</p>	一株
<p>社外取締役候補者とした理由 同氏は、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表取締役を務められており、企業経営者として、またコンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営全般の助言をいただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって9年となります。</p>			

- (注) 1. 上記候補者島田直樹氏は、株式会社ピー・アンド・イー・ディレクションズの代表取締役であり、当社は同社との間で業務委託の取引があります。
2. その他の候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 上記候補者島田直樹氏は社外取締役候補者であります。
4. 社外取締役としての独立性及び社外取締役との責任限定契約について
- (1) 社外取締役候補者の独立性について
- ① 島田直樹氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
- ② 島田直樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
- ③ 島田直樹氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
- ④ 島田直樹氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 責任限定契約について
- 当社は取締役(業務執行取締役等である者を除く)との間で、当社への損害賠償責任を一定範囲に限定する契約ができる旨定款に定めております。当社は島田直樹氏との間で、会社法第423条第1項に関する責任について、定款第30条第2項により責任限度額を3百万円以上であらかじめ定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする責任限定契約を締結しております。島田直樹氏の選任が承認された場合には、当社は同氏との間で、当該契約を継続する予定であります。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
鉄鋼ビルディング南館4階 会議室



●交通のご案内

- J R …… 東京駅（八重洲北口）
- 地下鉄 …… 東京駅（2番出口）
- 地下鉄 …… 大手町駅（B10番出口）
- 地下鉄 …… 日本橋駅（A3番出口）

●お問い合わせ先 : 株式会社日本M&Aセンター 03(5220)5454